

はじめに

志太広域事務組合志太消防本部(以下「当本部」という。)の違反是正の取り組みは、過去2度(令和元年8月号及び令和6年2月号)にわたり掲載された。そこでは、革命を起こした前任者の思いを継承する私の決意を述べてきた。

今回は、その決意を「告発」という形で結実させた事例を紹介する。

多くの学びと課題を含む事案であったが、違反処理に立ち向かう全国の消防本部の一助となれば幸いである。

○防火対象物の概要(違反覚知時)

昭和48年建築の鉄骨造2階建て延べ面積573.16㎡の工場であったが、増改築を繰り返し、以下のとおりとなっている。

名称	H工業株式会社
用途	(12)項イ(アルミサッシ加工)
構造	鉄骨造その他
階数	2階建て
延べ面積	1,203.47㎡
1階床面積	971.01㎡
2階床面積	232.46㎡

「本気」の連鎖

所有者死亡の非特定防火対象物に対する告発記録

志太広域事務組合志太消防本部 予防課 消防司令補 白瀧漁太

焼津港(写真提供：一般社団法人焼津市観光協会)





航空写真(青白屋根が当該工場・周辺は一般住宅)(出典: Google Earth)



建物外観と標識

○消防法令違反の内容一覧

違反	最終措置
消火器不適(失効)	警告
屋内消火栓設備未設置	告発
動力消防ポンプ設備未設置	告発
自動火災報知設備一部未設置	警告
誘導灯未設置(各階無窓階)	告発
消防用設備等点検未実施	勧告

現場の危機感と「本気の原点」

立入検査で足を踏み入れた瞬間、重大な危険性を直感し、強い「危機感」を覚えた。

可燃物と機械が密集する狭小な作業場、40名の従業員、近接する住宅、火災が発生すれば、甚大な被害は避けられないと感じた。一方、経営者からは、誠実な対応が得られず、経済的困窮を理由とした是正の拒絶や、行政処分を軽視するような発言もあり、是正に向けた進展は見られなかった。

筆者の胸に「この状況を看過することはできない」という強い感情が湧き上がった。この「危機感」と「憤り」こそ、私の「本気の原点」である。

○違反覚知から命令書交付までの時系列

平成21年8月	立入検査 違反覚知
令和3年3月	立入検査(起点) 査察結果通知書 交付
令和3年10月	勧告書交付
令和4年6月	警告書交付 【履行期限: 同年12月15日】
令和5年5月	命令書交付 【履行期限: 同年9月8日】

建築部局との連携が果たした役割

当本部では、建築部局と密接な協力体制を築いている。本事案でも、覚知段階で情報提供を行い、計3回の合同現地調査を実施し、階数・構造・デッドスペースについての判断を迅速に共有することができた。

教訓①「第三者が確信できる精度」へ

当時の違反調査報告書を振り返ると、消防内部では理解できる内容であっても、警察・検察といった第三者が犯罪事実を認定するうえで十分とは言えない部分があったことに気付いた。

本事案を契機に、測定方法、測定箇所が明確に分かる資料、曖昧さを排した「正確な数値」の記録、図面の精度向上を徹底し、誰が見ても違反事実を特定できる資料作りを心がけるようになった。

なお、告発書は警視庁副総監の通達(平成15年4月1日付通達甲第15号)を参考にすれば、以下の要件を満たしたと判断される場合に受理することとされており、例外的に受理を拒否できる条件についても判例(東京高裁昭和56年5月20日)で示されている。

平成15年4月1日付通達甲第15号

【要件】

- ア 処罰意思
- イ 犯罪事実
- ウ 告訴権者
- エ 公訴の時効
- オ 親告罪の控訴期間

よって「犯罪事実が特定できる資料」は必須であり、これを念頭に取り組む必要がある。

所有者死亡と名宛人の特定

○所有者

個人所有部分	A氏(死亡)
法人所有部分	H工業株式会社 代表取締役B氏(A氏の息子)

○名宛人特定の壁(疑問)

本事案では、個人所有者A氏が死亡しており、相続人はB氏を含め複数人存在しており、誰を名宛人とすべきかが最大の課題であった。増築部分の所有者も不明であったことから、違反是正推進に係る弁護士事業(以下「弁護士事業」という。)を活用したところ以下のとおり回答を得た。

- ・民法の不可分債務の規定436条(複数人が全体として責任を負う性質の債務)に準じて必要な範囲で、全員に対しても、一人に対しても命令が可能。供述内容や建物管理状況から鑑みても、B氏のみにも命令を出すことで問題は無い。
- ・増築前の建物に付着しているのであれば、増築前の部分に「付合」(民法第242条：建物に付着した物は建物の所有者に帰属する)するため、増築前の建物所有者が所有となる。

さらに、家庭裁判所より「相続放棄の申述無し」と回答があり、B氏が「相続を放棄していない。」と供述していることから個人所有部分の名宛人をB氏とした。



命令書交付時の様子

教訓②「遺産分割協議」の確認が鍵

所有者が死亡している場合、相続人間で行われる「遺産分割協議」の状況を早期に確認することが極めて重要である。本事案では、この確認が十分ではなく、名宛人特定に時間を要する一因となった。本来であれば、初期段階で「協議が行われているか」「協議書が存在するか」を聴取し、協議書がある場合には写しを受領することで、所有関係を速やかに把握できたはずである。

この協議は、法定相続人同士で相続財産の分割方法や分割割合を話し合うもので、合意に至り作成された協議書は法的効力が生じる。本協議が行われておらず、かつ相続放棄をしていない場合は、相続人全員が所有していることとなる。

捜査機関との共鳴

○命令後から不起訴確定までの時系列

令和5年5月	命令書交付
令和5年5月	本部内告発協議
令和5年6月	警察署 告発宣告
令和5年8月	告発書案 2回提出
令和5年9月	催告書交付
令和5年12月	告発
令和6年2月	強制捜査立会い(消防2人)
令和7年1月	書類送致(報道発表)
令和7年3月	命令違反是正不起訴確定

○違反是正支援センターからの助言【告発】

命令前、違反是正支援センター(以下「支援センター」という。)の助言を受けて、警察署へは予防課長を含む3名で赴き、催告書交付後に告発すると伝えた。これにより一担当者の相談ではなく、組織の意思として伝えることができ、円滑な受理につながった。また、書面上の説明にとどめず、現場写真を用いて危険性と悪質性について説明した。

自身が抱いた「危機感」と「憤り」とともに処罰意思を伝えた結果、こちらの熱意に対し、警察も毅然とした法的措置を講じるべきと断固たる決意で応えた。

消防の熱意が警察を動かし、まさに「本気」が連鎖した瞬間であった。

○告発書の作成

告発書は、違反処理標準マニュアルの構成をそのまま活用することで、必要事項を整理しながら効率的かつ確実に作成することができた。

告発書の提出と併せて、消防法関係法令集やイラスト付き参考書など一式を貸し出した。

○書類送致まで1年以上

告発後、私が3度警察署に赴き、供述調書の作成に協力している。

また、告発から書類送致まで1年以上が経過している。やはり、改めて感じたのは、公訴時効という「壁」の恐ろしさだ。捜査側の事情で1年は簡単に経過する。常に「余裕を持った告発」が、事案を完結させるための絶対条件である。

是正への決定打「報道発表」

教訓③「報道発表」の効果

告発や強制捜査を経てもなお動きを見せなかった関係者が、一転して是正に踏み切ったのは、警察による「書類送致の報道発表」である。これがなければ是正はなかった。

当初、警察は報道発表に慎重な姿勢を示していた。消防単独で報道発表も検討したが、警察に、「ぜひ報道発表してほしい」とお願いした。

「報道発表」は、関係者の是正を後押しするだけでなく、管内の他の事業所に対しても、当本部の「本気」を証明する絶大な波及効果をもたらした。

しかし、警察が絶対に報道発表をするとは限らない。事案完結後、消防単独で報道発表を行う場合の、タイミング、投げ込み内容、窓口等をまとめた資料と想定問答集を整備した。

厳重処分の要望

報道後、パッケージ型消火設備の着工届出書が提出された(2階の一部閉鎖と開口部の改修により各階普通階となる)。

その直後担当検事から、是正が進んだこと

を理由に不起訴の方針が示された。

支援センターからは、「起訴処分と是正の両立こそが最善である。上申書を送付した本部もある。」という話を聞いていた。それは、全国の消防行政の目的達成と他の対象物への違反発生防止のためでもある。

担当検事に直接要望したが、最終的に不起訴となった。行政としての意思を検察に直接伝えるプロセスは、今後のための重要な経験となった。

一事案完結から、是正強化体制構築へ

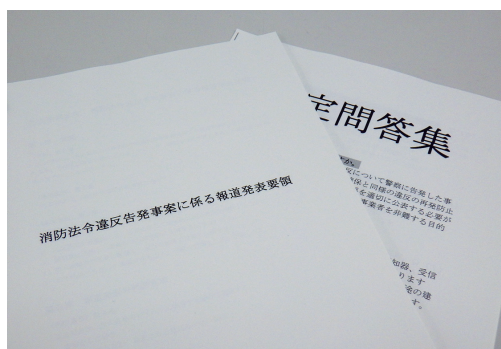
本事案の完結は、単なる一件処理にとどまらず、違反是正体制そのものを見直す契機となった。

○「全違反の警告移行」への転換

命令違反の是正完了後、依然として一部の軽微な違反が改修されずに残るという課題が生じた。これは、本来並行して違反処理に移行すべき事案を「勧告」にとどめてしまっていたためである。改めて「警告書」を交付したところ、速やかに是正された。

違反是正は災害現場と同様に迅速性が求められる。時間を要すると、その間も危険な状態が継続することとなる。本事案の教訓から、原則として全ての違反を当初より警告書に盛り込む方針へと転換した。

警告書という強い行政の意思を示すことが、関係者の是正意識を早期に喚起し、対象物の全違反を一括かつ迅速に是正させる実効性の高



報道発表対応資料と想定問答集

い手段であると確信している。

○幹部への報告と道筋

事案完結後、幹部職員に「告発の総括と今後の課題」を発表した。名宛人特定等の実務の核心から、今後の長期立入検査未実施対象物への対応や報道発表の必要性まで、現場の熱量を直接伝え、組織全体の是正力を底上げする「明確な道筋」をつけた。

○「促進セット」配備

本事案において、是正までに長期間を要したことは大きな課題であった。この教訓を活かすべく、静岡市消防局で行われた令和7年度違反是正推進に係る実務研修(区分A)を視察し、同局が是正促進のために、「官報」「公告文」「標識」をラミネート加工した「3点セット」を各署に常備し、活用している点に着目した。これは、関係者に対して違反状態が継続するリスクや行政処分の重みを視覚的に提示し、心理的な是正促進を強める取り組みである。また、「告発事例の新聞記事」を併用することで、より強い説得力を持たせている。

当本部でもこの手法を導入し、独自にアレンジを加えた「促進セット」(違反処理フロー・告発記事・公表制度リーフレット)を各署に配備した。

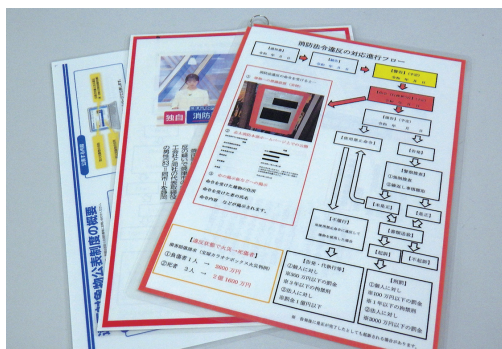
これにより、若手職員でも毅然とした指導が可能となり、是正の迅速化とともに、職員の心理的負担の軽減につながるものと期待される。

○県内連携の強化

静岡市消防局の積極的な働きかけにより、アドバイザー間の距離がさらに縮まっている。



幹部報告の様子



促進セット

迷った時に迅速な相談ができる環境が違反是正のスピードを加速させ、一早く安全な建物にすることにつながっていく。

さらに、当本部で行う実務研修(区分B)では、県内西部地区の消防本部(全国アドバイザー除く6本部)全てを受け入れ、アドバイザー以外の本部との連携強化を図った。

「本気」の連鎖

是正まで長期間を要し、困難な局面は多かったが、逃げずに踏み出した「告発」という一歩は組織に大きな変革をもたらした。

私が最初の立入検査で抱いた「危機感」と「憤り」が、上司や幹部に連鎖し、組織全体で「是正」というゴールに向けた取組が加速した。この消防の熱意は、警察に連鎖し、最終的には、誠実に対応をしなかった経営者が、是正を避けられない状況となった。そして、報道を通じて管内事業所全体に対し、当本部の違反是正に対する「本気」を証明する結果となった。

本事案の完結は、消防長をはじめとする幹部が「やろう」と背中を押してくれたことによるものであり、この組織的バックアップこそが、困難な実務を結実させた最大の要因であった。

しかし、これで終わりではない。

この「本気」の連鎖を絶やすことなく、常に「一日でも早く、安全な街へ」を胸に走り続けること。

志太消防本部の挑戦は、ここからさらに続いていく。